

令和 8 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（9月）

提出議案について

令和 8 年第 4 回筑紫野市議会定例会（会期：8 月 26 日から 9 月 24 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 1 項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することになっており、同条第 3 項の規定により、その候補者は当該市議会議員の選挙権を有する住民の中から市議会の意見を聴いて、市長が推薦することになっています。 本件は、現委員である池田正歩氏が、令和 8 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、池田氏の再任について、議会の意見を求めるものです。	
認定第 1 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
本決算（認定第 1～10 号）は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 歳入決算額は 451 億 4,694 万 775 円、これに対する歳出決算額は 437 億 9,126 万 6,614 円です。これを差し引くと 13 億 5,567 万 4,161 円の黒字となっています。	
認定第 2 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 97 億 6,809 万 9,750 円、これに対する歳出決算額は 97 億 268 万 4,440 円です。これを差し引くと 6,541 万 5,310 円の黒字となっています。	
認定第 3 号	令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 270 万 5,122 円、これに対する歳出決算額は 180 万 110 円です。これを差し引くと 90 万 5,012 円の黒字となっています。	

認定第 4 号	令和 7 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 755 万 5,789 円、これに対する歳出決算額は 500 万 4,974 円です。これを差し引くと 255 万 815 円の黒字となっています。	
認定第 5 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 80 億 1,178 万 9,571 円、これに対する歳出決算額は 76 億 6,556 万 7,182 円です。これを差し引くと 3 億 4,622 万 2,389 円の黒字となっています。	
認定第 6 号	令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 33 億 6,147 万 8,519 円、これに対する歳出決算額は 32 億 8,565 万 275 円です。これを差し引くと 7,582 万 8,244 円の黒字となっています。	
認定第 7 号	令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 1 億 6,781 万 1,818 円となっています。	
認定第 8 号	令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 346 万 8,287 円、これに対する歳出決算額は 292 万 6,321 円です。これを差し引くと 54 万 1,966 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、7 月 30 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 9 号	令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 659 万 3,268 円、これに対する歳出決算額は 609 万 7,278 円です。これを差し引くと 49 万 5,990 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 4 日に管理会が開催され、同意を得ています。	

認定第 10 号	令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 5,644 万 2,736 円、これに対する歳出決算額は 5,112 万 8,137 円です。これを差し引くと 531 万 4,599 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 6 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 11 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 11 号及び 12 号は、令和 7 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、各会計の剰余金の処分について議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により、各会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。 収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 2,332 万 5,993 円、支出総額 19 億 4,056 万 182 円で、損益計算書において 1 億 3,626 万 8,237 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 9,538 万 9,000 円、建設改良積立金へ 4,088 万円をそれぞれ積み立て、資本金へ 2 億 9,762 万 813 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 2 億 4,395 万 8,600 円、支出総額 8 億 5,495 万 9,646 円、収支の差引不足額につきましては、損益勘定留保資金等で補填しています。	
認定第 12 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
収益的収支の決算額は、収入総額 24 億 847 万 6,850 円、支出総額 21 億 1,634 万 3,644 円で、損益計算書において 2 億 8,322 万 2,886 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分につきましては、減債積立金へ 2 億 8,322 万 3,000 円積み立て、資本金へ 2 億 8,173 万 5,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 4 億 7,688 万 4,829 円、支出総額 8 億 2,171 万 5,044 円、収支の差引不足額につきましては、損益勘定留保資金等で補填しています。	

報告第 9 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 7 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。 健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、数値なしとなっています。 実質公債費比率については、令和 7 年度の比率は 1.2%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。 将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、数値なし となっています。 資金不足比率については、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありませんので、数値なしとなっています。
報告第 10 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
	令和 7 年度は、理事会を 2 回開催し、議案 3 件が原案のとおり可決されました。 役職員の異動については、5 月に副理事長が交代し、3 月に理事 1 名が辞任、管理係長が派遣終了となっています。 事業計画の執行状況については、都市計画道路原口・鬼ノ面線事業、面積 1,083 平方メートルを 1 億 1,050 万 5,780 円で取得し、天拝山歴史自然公園事業の一部、面積 740 平方メートルを 5,995 万 194 円で処分しました。 財務の状況については、令和 7 年度は、天拝山歴史自然公園事業の一部を処分しましたが、368 万 2,043 円の当期純損失となり、準備金合計は 3 億 1,094 万 5,003 円となっています。借入金の期末残高は、短期借入金 3 億 100 万円、前年度比で 6,200 万円の増となっています。 土地の保有状況については、公有用地、代行用地、代替地それぞれ保有しています。公有地残高の合計は、期首残高は、面積で 6,558 平方メートル、金額では 5 億 4,673 万 1,418 円ですが、当期増加高は金額で 1 億 1,779 万 9,313 円、当期減少高は金額で 5,790 万 9,250 円となったことから、令和 7 年度の期末残高は、面積で 6,901 平方メートル、金額では 6 億 662 万 1,481 円となっています。 また、令和 8 年 5 月 19 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。

報告第 11 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市より指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。 令和 7 年度の合計入場者数は 8 万 2,051 人、使用料は 2,820 万 750 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 2,005 万 160 円となっており、実質の納入額は 815 万 590 円です。 公演事業については、令和 7 年度のテーマを「つむぐ ～感動の輪を未来へ～」とし、音楽の楽しみ方講座 2025 を 5 回シリーズで実施し、本市に縁のある若き音楽家たちによるコンサートや本市在住の音楽家のプロデュースによる「管楽奏の魅力」をテーマにしたコンサートを開催し、その他に紺野美沙子朗読会「星は見ている」～原爆でわが子を亡くした父母らの手記より～を開催するなど計 14 事業を実施しました。 公演事業の令和 7 年度の入場者率は、座席数に対しまして 68.3%の入場者率となっています。 決算の状況は、公益財団法人の会計については、公益法人会計基準に基づいて、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する公益目的事業会計、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する収益事業等会計、それと、財団の組織運営に関する法人会計に分かれた計算書となっています。なお、金額については、消費税を抜いた額での経理数字となっており、経常収益合計については、8,977 万 3,747 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益 8,492 万 3,637 円です。経常費用は 9,315 万 4,836 円です。なお、公益目的事業会計の経常費用計は 6,275 万 3,884 円です。これらの費用の主なものは、公演事業や清掃等に関する委託費、人件費及び施設の光熱水費等です。 収入から支出を引いた当期経常増減額はマイナス 338 万 1,089 円で、これが当年度の収支です。一般正味財産期末残高合計欄 1,990 万 2,081 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると、合計欄の 3,490 万 2,081 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。	
議案第 45 号	筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例において、引用元の条項が変わることとなるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 46 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
本件は、国の法改正等に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設、児童対象性暴力等の防止措置の義務化等が行われるため、条例の一部を改正するものです。	

議案第 47 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国の法改正等に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設が行われるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 48 号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日から施行されることに伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実 確認等の措置を講じることが義務付けられることとなるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 49 号	工事請負契約の締結について
議案第49号から議案第51号までの3件は、筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業に伴い、工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。 工事名は二日市小学校教室棟改築建築工事で、契約の方法は一般競争入札により業者を選定しており、契約金額は16億9,950万円、契約の相手方は、福岡市博多区板付四丁目6番33号、北洋・入江特定建設工事共同企業体です。	
議案第 50 号	工事請負契約の締結について
工事名は二日市小学校教室棟改築電気設備工事で、契約の方法は一般競争入札により業者を選定しており、契約金額は3億1,439万2,100円、契約の相手方は、福岡市博多区浦田一丁目5番21号、株式会社 イチデンです。	
議案第 51 号	工事請負契約の締結について
工事名は二日市小学校教室棟改築空調設備工事で、契約の方法は一般競争入札により業者を選定しており、契約金額は1億5,141万5,000円、契約の相手方は、筑紫野市杉塚六丁目10番7号、中央設備 株式会社です。	

議案第 52 号	令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、公共施設等 整備基金、財政調整基金などへの積立として 6 億 9,769 万 5 千円、LP ガス料金高騰対策事業として 4,366 万 2,000 円、生涯学習センター改修事業として 3,132 万 7,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 5 億 5,176 万 8,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 億 4,515 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 475 億 4,478 万 3,000 円とするものです。また、債務負担行為の補正については第 2 表、地方債の補正については第 3 表のとおりです。	
議案第 53 号	令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、保険給付費等交付金償還金として 1,479 万 7,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 6,541 万 5,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,541 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 95 億 3,024 万 6,000 円とするものです。	
議案第 54 号	令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算として、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金を 90 万 3,000 円増額し、これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 90 万 4,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 90 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 268 万 4,000 円とするものです。	
議案第 55 号	令和 8 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳入予算として、前年度繰越金を 255 万円増額し、併せて、一般会計繰入金で 245 万円、立替金返還金を 10 万円減額するものです。	

議案第 56 号	令和 8 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、国庫支出金返還金として 9,489 万 3,000 円、県支出金返還金として 4,708 万 2,000 円の増額するものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 3 億 4,622 万 2,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 5,299 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 82 億 369 万 8,000 円とするものです。 債務負担行為については、第 2 表のとおりです。	
議案第 57 号	令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 6,964 万 8,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算としましては、前年度繰越金 7,582 万 8,000 円の増額をするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,582 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 36 億 410 万 7,000 円とするものです。	